

会議記録

会議名称	令和4年度第1回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会
日時	令和4年4月11日（月）午後7時00分～午後7時46分
会場	杉並区役所 中棟4階第2委員会室
出席者	<p><委員></p> <p>中島会長、中田委員、安藤委員、石黒委員、大久保委員、野積委員、村本委員、稲葉委員、継委員、水嶋委員、山内委員、佐々木委員、匂坂委員、安斉委員、松本委員、矢野委員、手島委員、長澤委員、小泉委員</p> <p><区側></p> <p>保健福祉部長、国保年金課長</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・席次表 ・委員名簿 ・諮問文(写) ・説明資料 <ol style="list-style-type: none"> 1 「新型コロナウイルス感染症に係る令和4年度分の保険料の減免の特例」取扱い基準の概要 2 条例改正（案）新旧対照表 3 杉並区国民健康保険第二期データヘルス計画中間評価
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 諮問事項の審議 <p>令和4年度諮問第1号</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に関する国民健康保険条例の一部改正について</p> (2) 報告事項 <p>杉並区国民健康保険第二期データヘルス計画の中間評価について</p> 3 その他 4 閉 会

国保年金課長	<p>皆さん、こんばんは。国保年金課長の日暮でございます。</p> <p>定刻になりましたので、早速、会を始めさせていただきたいと思います。</p> <p>まず初めに、私どもの保健福祉部長からご挨拶をさせていただきます。</p>
保健福祉部長	<p>皆様、こんばんは。お忙しい中、また夜分にもかかわらずお集まりいただきまして誠にありがとうございます。日頃、皆様には国民健康保険事業の運営にご理解、ご協力を賜りまして、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げるところでございます。</p> <p>昨年度、この協議会は2月21日に開催させていただきましたが、あまり日を空けずに急遽お集まりをいただきました。事前に資料も配付させていただいておりますけれども、いわゆるコロナ禍における、コロナ禍減免、国民健康保険料を減免するということが昨年度、皆様にご案内のようにこれまでやってきたわけでございますけれども、これは年度ごとの国の取組でございまして、これが4年度も継続するというのが本年の3月下旬にかかろうかという、ぎりぎりのところで国から通知が参ったものでございます。これをもちまして、全国の自治体は国民健康保険に関する条例を持っておりますので、これを改正しなければならぬということでございます。</p> <p>したがって、私どもこれから、次の区議会定例会がございまして、こちらにこの国民健康保険に関する条例の改正案を提出する都合がございまして、急遽皆様にお集まりいただいたということでございます。</p> <p>そして、今日はせっかくお集まりいただきましたので、少しお時間を頂きまして、私どもが取り組んでおりますデータヘルズ計画というのがございまして、この中間評価というものを行いましたので、こちらについてもぜひ皆様にご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>どうぞ、本日はよろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、資料の確認と、本日の定足数などにつきましては国保年金課長から説明させます。</p>
国保年金課長	<p>(資料の確認)</p> <p>それでは、本日の委員会、定足数20名のところ17名のご出席をいただいております。杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条の規定の定足数を満たしたということをご報告させていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>なお、本日、協議会の審議経過を議事録として記録する必要があるため、発</p>

	<p>話を録音させていただきますので、ご了承くださいますようよろしくお願いいたしますします。</p> <p>また、ご発言の際には職員がマイクをお持ちしますので、お名前を言っていただいでご発言をお願いいたします。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
保健福祉部長	<p>引き続きまして、本協議会委員でございますが、ご報告が1件ございます。</p> <p>本年4月に社会福祉協議会理事が交代されたことに伴いまして、本運営協議会に社協から推薦いただいでいる委員に交代が発生いたしました。公益代表の手島広士委員でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>区側の出席者でございますが、保健福祉部長の私、喜多川と、国保年金課長の日暮修通、そして、係長級の職員も出席しておりますが、紹介は省略させていただきます。</p> <p>それでは、会長、よろしくお願いいたします。</p>
中島会長	<p>皆様、改めましてこんばんは。会長の中島でございます。本協議会の円滑な運営と活発なご議論をしていただければと思っております。各委員の皆様、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って失礼いたします。</p> <p>それでは、さきに選出させていただいております、会長職務代行委員が退任されておりますので、改めて選出いたします。なお、代行委員は杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第4条により、公益を代表する委員のうちから選挙することとなっておりますが、慣例により会長が指名するというところでよろしいでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしということでございますので、会長職務代行委員には、安斉あきら委員をご指名いたします。安斉委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、議事に入る前に、杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第9条による会議録への署名委員を決めたいと存じます。</p> <p>これにつきましても私から指名するというところでよろしいでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。異議なしということでございましたので、私から指名させていただきます。</p> <p>私のほかに、被保険者代表の大久保久美子委員、公益代表の手島広士委員に</p>

	<p>お願いいたします。</p> <p>それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。</p> <p>令和4年度諮問第1号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に関する国民健康保険条例の一部改正について」を上程いたします。</p> <p>諮問内容につきましては、区からご説明をお願いいたします。</p>
<p>国保年金課長</p>	<p>それでは、私から諮問内容についてご説明させていただきます。着座にて、申し訳ございませんが、説明させていただきます。</p> <p>配付資料の諮問文の写しを御覧いただけますでしょうか。</p> <p>本日ご審議いただきます諮問事項は、今、会長からお話しいただいたように、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に関する国民健康保険条例の一部改正について」でございます。</p> <p>まず、条例の改正の理由でございますが、これまで新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険料の減免につきましては、令和2年、令和3年度と実施してきたところでございます。</p> <p>今般、令和4年度分の保険料についても、減免措置に対する国からの財政支援が実施されるということを踏まえまして、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した被保険者等の負担を軽減するため、保険料の特例減免を実施するというものでございます。</p> <p>次に、改正の概要でございますが、恐れ入りますが、別紙の『「新型コロナウイルス感染症に係る令和4年度の保険料の減免の特例」取扱い基準の概要』を御覧いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>今回は、令和3年度と同様の内容で令和4年度保険料の減免を行うということでございますが、改めて保険料の減免のおおよその内容と、今回の条例の改正となる点についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、減免対象となる世帯でございますが、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、または主たる生計維持者の事業収入等が前年に比べて3割以上減少するなど、収入の減少が見込まれる世帯となっております。</p> <p>次に、減免の対象となる保険料及び申請の期間でございますが、まず、減免の対象となる保険料は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納</p>

	<p>期限がある令和4年度保険料となっております。</p> <p>次に申請期間でございますが、「改正条例の公布の日から区長が別に定める日」としておりました、「区長が別に定める日」につきましては、令和5年3月31日までとすることとしております。</p> <p>次に、減免額の算定でございますが、減免対象となる保険料の額に、前年度の合計所得額に応じて定められました減免または免除の割合を乗じて算定するというものでございます。</p> <p>なお、条例の改正箇所でございますが、別紙の新旧対照表を御覧いただけますでしょうか。</p> <p>新旧対照表を見ていただきますと、今回の条例の改正は、下線部の部分を右側の旧から左側の新に改めるというものでございまして、附則第12条中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、また「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めるというものでございます。</p> <p>最後に、国からの財政支援についてでございますが、保険料減免の割合に応じて、その一部を国の財政支援により補填されるということになってございます。</p> <p>私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、ただいま説明のあった諮問事項について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>私から何点か、公益代表ということで質問させていただきたいと思っております。</p> <p>今回の諮問内容では、令和2年度、3年度と実施した新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免を令和4年度においても引き続き実施するため、必要な条例改正を行うものであることは、今のご説明で分かりました。</p> <p>被保険者にとっては、この間、コロナ禍により様々なご苦勞をされているところであり、令和4年度においても保険料の減免が行われることは、大変必要なことだと理解をしております。</p> <p>その上で、今ご説明のあった取扱いの基準の概要について幾つか不明な点もありましたので、確認の意味も含めてお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>最初に、ご説明のあった取扱い基準の概要を見ますと、減免対象世帯として、①に「重篤な傷病を負った世帯」とありますが、具体的にはどのような場合を示すのでしょうか。また、その場合に、何をもちて確認をするのか、初めにお伺いします。</p>

国保年金課長	<p>重篤な傷病名、傷病についてでございますが、国からは1か月以上の治療を有すると認められるような、新型コロナウイルス感染症の傷病が著しく重い場合としていところでございます。</p> <p>また、そうした申請の場合の確認の方法でございますけれども、診断書、退院証明書、また保健所からの入院勧告書、これらにより確認すると聞いておるところでございます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。この辺の周知というのは、前回も同じだということで、十分周知していただいていると考えていいのですか。</p>
国保年金課長	<p>周知については、以前から度々ご指摘を頂いているところがありまして、私ども広報、ホームページ等を通じて、また、個別ごとに、被保険者の方に通知を差し上げる機会がございますので、そういう機会を捉えてきちんと周知をさせていただいているというところでございます。</p>
委員	<p>分かりました。</p> <p>次に、減免の対象となる保険料、申請期間のところ、令和4年度の保険料が対象となり、申請期間は「区長が別に定める日まで」とし、先ほどの説明では令和5年3月31日までとお聞きをしましたが、その理由を伺っておきます。</p>
国保年金課長	<p>「区長が別に定める日」を令和5年3月31日とする理由でございますけれども、国保保険料の納付というのは、実は6月1日以降、その年度を10期に分けてまして、その10期ごとにお払いいただくという形になっています。各期末が納付期限となっているものでございます。</p> <p>減免の申請というのは、その納付期限の前にご申請を頂くというのが原則になっておりまして、「区長が別に定める日」を年度末に設けることで、令和4年度中の保険料の減免については、いずれの期のものであっても申請が可能となるというもので、そのような設定をさせていただいたというところでございます。</p>
委員	<p>それから、もう1点よろしいですか。減免額の算定で、「前年の合計所得額に応じた減免又は免除の割合を乗じて算定する」とありますが、もう少し具体的にはどのように算定されるのか伺っておきます。</p>
国保年金課長	<p>ちょっと複雑でございますので長めになりますが、ご説明させていただきます。</p> <p>まず保険料の減免の算定というのは、減免の対象となる保険料を定めて、その額に所得の状況に応じた減免の割合を掛けることで算出するという形を取っ</p>

	<p>ております。</p> <p>では、減免の対象となる保険料の額というのはどうやって決めるかということなのですが、これは、令和3年度の世帯全員の合計所得額に対する令和4年度に減少見込みとなった主たる生計維持者の収入の割合をまず算出させていただきます。</p> <p>つまり、どれだけ、主たる生計維持者の収入が、世帯全体の収入に占めていたかを算定させていただいて、令和4年度の保険料額にその割合を掛けることで、減免の対象となる保険料を定めます。</p> <p>次に、減免の割合でございますけれども、これも所得金額によって割合が決まっております、300万円以下であれば10割、全額です。400万円以下だったら8割、550万円以下だったら6割、750万円以下は4割、1,000万円以下は2割と、割合が決まっております。減免の対象となる額は、減免対象の保険料に、今申し上げた減免の割合を掛けることで算出するというものでございます。</p>
委員	<p>分かりました。結構難しいので、頭に入らないです。もし、申請者の方からそういう話があったら、親切丁寧に説明していただくということでお願いしたいと思います。</p>
国保年金課長	<p>通常は窓口で、紙にきちんと絵で描いて、それを見ながらきちんとご説明できるようにしておりますので、すみません、今口頭でちょっとご説明したので分かりづらくて恐縮だったのですが、そのような配慮をさせていただいておりますので、ご安心いただければと思っております。</p>
委員	<p>最後になりますけれども、国からの財政支援についてですが、昨年度は全額を国が支援したと思うのですが、令和4年度はそれと異なるのか伺っておきます。</p>
国保年金課長	<p>結論から申し上げますと、現時点では異なっております。</p> <p>具体的にどう異なっているかということですが、今回は、また難しくして恐縮なのですが、市町村調整対象需要額という金額がございまして、それに対してどのくらいの減免をしたかということで割合を決めております。</p> <p>例えば、その割合が3%以上だったら10割、1.5%から3%未満だったら6割、1.5%未満だったら4割となっております。</p> <p>もうちょっと具体的に申し上げますと、例えば杉並区の、先ほど申し上げた調整対象需要額というのは、おおよそ約156億円です。156億円で、例えば令和3年度の実績を当てはめてみますと、その率は2.62%となっておりますの</p>

	<p>で、今申し上げた財政支援の額は6割相当額になるという形になります。</p> <p>ただ、昨年度も実は、当初は今申し上げた率によって財政支援の金額が異なりますよと国は言っていたのですが、秋口になっていずれの場合でも全額負担するというふうになって、全額負担をいただいたというところがございますので、今年度もそういった形もあるのかなと考えつつ、見定めながら進めていきたいと考えているところでございます。</p>
委員	<p>最後に意見だけ。今、ご説明いただいたのですけれども、令和2年、3年と国の補助が全額ということで、今回この資料にも割合があるのですけれども、できれば、杉並区とすればまた全額頂けるのがいいかと思しますので、国が決めたことかもしれないですが、何かチャンスがあれば、全額ではないのですかということぐらいは一言言っていただくとありがたいのかなと思しますので、チャンスがあれば結構ですから、よろしく願います。</p>
国保年金課長	<p>分かりました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。いろいろご質問、ご意見頂きましてありがとうございます。</p> <p>そのほかにご質問、ご意見等、ございますでしょうか。</p>
委員	<p>さっき委員が言った、その他の保険料減免のことなのですけれども、例えば10分の6の場合は4割は杉並区が負担ということですよ。その4割の負担というのは、また来年度にかけての保険料の値上げの算定にはなるのですか。</p>
国保年金課長	<p>まず、令和4年度の保険料は既に、皆さんに諮問を頂いた後、この3月に条例改正を決めておりますので、まず4年度が変わることはありません。</p> <p>今申し上げた減免は4年度の減免ですから、当然5年度の費用に充てることもございません。</p> <p>したがって、令和5年度の保険料がこれによって変わるということはないと考えてございます。</p>
委員	<p>令和5年度の保険料ですか。</p>
国保年金課長	<p>そうですね。4年度の保険料は既に決まっている。今回のこの減免は4年度の保険料の減免ですから、当然5年度の保険料の算定は全く違う形でさせていただきますので、5年度の保険料に影響はないと思っております。</p>
委員	<p>では、4割の財源というのは、これはどこから出てくるのですか。</p>
国保年金課長	<p>6割は、今申し上げた国から来ます。残りの4割というのは、保険料では賄いきれないので、通常、私どもの中では、国保というのは特別会計で、それ</p>

	<p>だけ単独で予算を組んでおりますので、そこに一般会計から繰り入れという形で補填していくという形でございます。</p>
委員	<p>私が聞きたいのは、今年保険料が上がったではないですか。それにまた次回に影響される金額になるのかということなのですよ。</p>
国保年金課長	<p>そうですね。委員のご指摘は、そういうご質問だったと思うのですが。保険料の決め方をすごく簡単に申しますと、実は、国がその年度にどのくらい費用が必要かという金額を各市町村別に出します。その金額を賄うために皆さんに幾らの保険料を算定したらいいのかと考えていくというのが、保険料の決め方でございます。したがって、今回の令和4年度の保険料の減免がそこに影響するということはないということでございます。</p>
委員	<p>ちょっとよく分からなかったですけども。</p> <p>その保険料の値上げに関しての査定にはならないということよろしいですかね。</p>
国保年金課長	<p>そうですね。査定の対象にはなりません。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ご意見よろしいでしょうか。委員さん、よろしいですか。</p> <p>そのほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。</p>
委員	<p>減免対象世帯の②のところ、①はいわゆる死亡、重篤ということで、結果をもって判定できると思うのですけれども、この文章を読みますと、「収入の減少が見込まれ」という将来形のことになると思いますので、幾らぐらい減るかということを見込んだ上で対象かどうかということを決めることになると思うのですが、実際問題なかなか先のことは分からないということがある中で、減らないと思っていたけれども結果的に減ってしまったとか、その逆もあると思うのです。それについては、この場合はどういう。実際には売上が伸びそうだと、実際には減ってしまった、では保険料減免してもらえるのかなとか、そういう結果からのフィードバックというものはあるのかどうか、ちょっと教えていただけますか。</p>
国保年金課長	<p>通常は見込みですので、まだ確定していない内容で、例えば4月、5月と前年に比べて随分収入が減っていますねという資料は頂くのです。ただ、年間どのくらいになるかという見込みについては、ご申請で頂くだけです。</p> <p>今お話のように、最初の頃は順当かなと思っていたら、後半にちょっと落ち</p>

	<p>てきてしまったと。ただ、先ほど最初にちょっと申しましたように、この申請は5年3月31日まで申請可能ですので、その見込みと思われるときにご申請いただければ、仮に一旦お払いいただいたとしても、減免が成り立てば、それを還付してお返すするという形を取らせていただいておりますので、見込みで進めていくということをご理解いただければと思っております。</p>
委員	<p>確認で、そういう意味では、5月31日ぎりぎりまで様子を見てという、手続的にはそういうことが可能だという理解で大丈夫なのでしょうか。</p>
国保年金課長	<p>そのとおりです。</p>
委員	<p>分かりました。ありがとうございました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>
委員	<p>今、活発な質疑がされていたところで、関連で1つ質問をさせていただきます。 野積委員の質問に続けてになるのですけれども、後々減免が取消しになるかというところでは、令和4年度の減免申請のときに見込みで保険料の減免を受けましたが、確定のときに3割減収していなかったときに、取消しという扱いになるのかどうかというところを確認します。</p>
国保年金課長	<p>結論からは、その見込みの金額で減免させていただきます。したがって、取消しにはなりません。 あくまで、今回のこの減免というのは、そのとき本当に収入が落ちているとかいう事情をいかに保険料減免という形で支援させていただけるかというところでございますので、それで見込みでやるというところですので、その見込みが仮にその1年後に結果違ったとしても、それについてお返しくささいといふことはございません。</p>
委員	<p>分かりました。ありがとうございます。 この減免は、令和2年度、3年度と実施をしておりますけれども、令和3年度の減免状況はどうだったか伺います。</p>
国保年金課長	<p>令和3年度の実績でございますけれども、ご承認させていただいた件数が1,208件、減免の総額金額が1億9,600万円ほどとなっております。1人当たり換算しますと16万2,000円ほどかなと思っておりますのでございます。</p>
委員	<p>ありがとうございます。 最後に、令和4年度のコロナの影響による保険料の減免に関しては、他区も実施するかどうか。他区の実施状況を最後に伺います。</p>
国保年金課長	<p>今現在、私どもが聞いている限りでございますが、全ての区で実施するとい</p>

	うものでございます。
会長	<p>ありがとうございました。いろいろ貴重なご意見、ご質問ありがとうございます。</p> <p>それでは、最後にご質問、ご意見ある方がいらっしゃいましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。特に反対するとか、賛成するとか。</p> <p>それでは、ご意見はこれ以上ないようでございますので、これでお諮りしたいと思います。</p> <p>令和4年度諮問第1号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に関する国民健康保険条例の一部改正について」を承認することに異議はございませんでしょうか。</p>
	(異議なし)
会長	<p>では、皆様、全員異議なしということでお聞きいたします。異議がないものと認め、令和4年度諮問第1号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に関する国民健康保険条例の一部改正について」につきましては、原案を適当と認める旨、区長に答申することといたします。</p> <p>それでは、事務局から答申文案を配付してください。</p>
	(答申文案を配付)
会長	<p>それでは、答申文案、皆様、お届け済みませうでしょうか。</p> <p>それでは、事務局から朗読をお願いいたします。</p>
国保年金課長	<p>では、私のほうから読ませていただきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免に関する国民健康保険条例の一部改正について（答申）</p> <p>令和4年4月11日付け4杉並第852号により、当協議会に諮問のあった「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る、国民健康保険料の減免に関する国民健康保険条例の一部改正について」について、下記のとおり答申します。</p> <p>原案を適当と認める。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	この答申文案に異議はございますでしょうか。
	(異議なし)

<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。異議なしということですので、案のとおり答申書を区長へ提出いたします。</p> <p>以上で諮問事項の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、議題（２）の報告事項になります。事務局から「杉並区国民健康保険第二期データヘルス計画中間評価について」、報告してください。</p>
<p>国保年金課長</p>	<p>では、私からご報告させていただきます。</p> <p>それでは、報告事項「杉並区国民健康保険第二期データヘルス計画の中間評価について」、ご報告させていただきます。</p> <p>説明資料としましては「杉並区国民健康保険第二期データヘルス計画中間評価」という冊子と、その概要版を用意させていただきました。概要版を使ってご説明させていただきますので、概要版のほうを見ていただけますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>お聞きいただいて、まず左上の赤で囲ったところがあると思いますが、ここは、杉並区では、被保険者に対する保険事業を効果的に実施するため、平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とする「第二期データヘルス計画」を策定し、その取組を進めているというところがございます。今回はその計画のちょうど中間期に当たることから、中間評価を実施し、計画全体の目標、個別事業の評価を行ったというものでございます。今回の中間評価では、データ分析等を基に、被保険者の健康・医療の現状等を整理し、個別事業を評価した上で、全体評価を行いました。</p> <p>それでは、その内容についてご説明させていただきます。</p> <p>左側の中段に、第1章「背景の整理」というところがございますが、ここをちょっと御覧いただきたいと思えます。</p> <p>左側の表が「杉並区の人口と被保険者数の推移」となっております。表が示すとおり、杉並区の人口に対する国民健康保険の加入率ですが、被保険者数とともに減少の傾向がございまして、令和2年度は加入率が21%、被保険者数は約12万人となっているところでございます。</p> <p>続いて、その右隣の表を見ていただきたいと思えますが、「65歳健康寿命の推移」というものがございます。これは、65歳の方が要介護2以上になるまでの期間の平均を示したものでございまして、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を表しているのご理解いただければと思えます。</p> <p>杉並区の65歳健康寿命は年々上昇しておりまして、令和2年度は男性が83.7</p>

歳、女性が86.9歳と、東京都全体と比べましても高くなっているというところ
でございます。

次に、その下の第2章「健康・医療情報の現状」というところを見ていただ
きたいのですが、その中に、表で「1人当たりの医療費の推移」というのがご
ざいますが、それを見ていただけますでしょうか。1人当たりの医療費は、コ
ロナ禍による受診控え等の影響があった令和2年度を除き、年々上昇しており
ます。これが国保財政に大きな影響を与える要因となっているというところ
でございます。

以上の表から分かりますことは、健康寿命が男女ともに延びている一方、国
保の加入者は、加入者の減少により高齢化が進んでおりまして、1人当たりの
医療費が年々上昇しているというところでございます。この医療費の上昇を
できる限り抑えていくためには、医療が必要となる前から保健事業の取組が不可
欠と考えてございまして、これまで以上に保健事業の取組が必要だと理解して
いるというところでございます。

次に、半分から右側の上の段のところ、表で「特定健康診査の受診率の推
移」及び「特定保健指導の実施率の推移」というのがございます。それを見て
いただけますでしょうか。

いずれもこのデータヘルズ計画の中心的な事業でございまして、見ていただ
くとおり、実は特定健診の受診率も特定保健指導の実施率もともに低下の傾向
になっているというところでございます。コロナ禍の影響によるところが少な
くないとは思いますが、健診、保健指導というのは、自分の健康状態を知り、
また生活習慣の改善を図る重要な機会と考えてございまして、現状では受診者
数等の減少が進んでおり、大きな課題だと考えているところでございます。

次に、裏面を御覧いただけますでしょうか。

今申し上げた全体の状況を踏まえまして、ここで11の個別事業についての評
価を上げさせていただいております。ちょっと小さくて見にくくて恐縮な
のですが。

事業の判定の仕方は、表の上段のところ、Aが「うまくいっている」、Bが
「まあ、うまくいっている」という順に、C、D、Eに行くに従って低い評価
となっているものでございます。

表の中ほど「事業判定」の欄というのがありますので、そこを見ていただ
けますでしょうか。A評価が1事業、B評価が8事業、C評価が2事業となっ

	<p>ございます。</p> <p>特にC評価となった「糖尿病予防教室の充実」については、コロナ禍の影響もあり、参加者が大きく減少したということがございます。今後、今の集客型の講座を見直していくことが必要かなと挙げさせていただいているところでございます。</p> <p>また、同じくC評価となった特定保健指導でございますけれども、実施率でベースラインとなる平成28年度よりも減少しているという傾向です。今後、関係機関と連携をさらに進めながら、特定保健指導の実施率の向上を図っていく必要があると考えているところでございます。</p> <p>申し訳ありません。表面にお戻りいただけますでしょうか。</p> <p>表面の右側の中段、全体評価でございますが、ここの内容としましては、健康寿命が延伸している一方で、1人当たりの年間医療費が増加傾向にあるということから、私ども行っている個別事業が、評価はおおむねBなのですが、その成果がまだ表れていないという認識を持っております。そのため、計画の残りの期間についても、さらにそうした取組を進めていく必要があると考えているところでございます。</p> <p>簡単でございますが、杉並区国民健康保険第二期データヘルス計画の中間評価につきまして、説明は以上でございます。</p> <p>今、すごく雑駁なご説明ですが、おおよその環境とか、事業が11事業やっているのですが、その中でうまくいっていない事業が2つぐらいあるということはお分かりいただけたかなと思います。何かお気づきの点とか、ご質問があればお受けいたしますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>議員なのであまり質問しないほうがいいのかと思ったのですが、1点だけ。</p> <p>いろいろ取組をなさっていて、非常に重要な取組をしているのですけれども、今裏面を見させていただいて、ご説明いただいて、「うまくいっている」Aが1つということで、まあまあが8つ、「あまりうまくいっていない」というのはうまくいっていないということだと思っておりますが、これが2つあるのですけれども、この辺の取組の必要性とか、あとは、対象者に対するPRとか、この部分がやっぱり私は欠けている部分があって、この取組をいろいろな方に知っていただかないと、大切さというのが分からないと思うのですよね。その大切さを知らせなければいけないのと、それを受けていただくことによって国保料が抑制されるという、こういうサイクルをしたいということで国も自治体もやって</p>

	<p>いるわけなのですけれども、この辺のPRの仕方というのは、今現状どういう形でやっているのかというのをちょっとお聞きしたいのですけれども。簡単に結構なのですけれども。</p>
<p>国保年金課長</p>	<p>今、委員ご指摘のような、大きな全体の流れとかいうことについては、なかなか区民の皆さんにきちんとご説明する機会が取れなくて、實際上、今のところまだできていないのかなと、正直反省しているところでございます。</p> <p>私どもも細かく事業をやっている予定なのですが、今申し上げたように、なかなかご理解いただけないところも多々あると。</p> <p>逆に、非常にご理解いただいたところが1つございまして、いいところだけ言うのはちょっと恐縮なのですが、一番下のAというのが、「すぎこく健康チャレンジ」というやつで、これは皆さんに歩数計を持って歩いていただこうと。歩くことによって健康を維持できるという取組を皆さんでやっていただこうと思う事業でございますが、実はこの事業、コロナの影響もあるのかもしれませんが、通常私ども1,000名程度の参加予定をして事業を組んでいるところなのですが、倍ぐらいご参加したいという方が申し込まれた状況もございまして、これは、先ほど委員ご指摘のとおり、実はそういったチラシを個別の配送する中にも入れさせていただいたところ、皆さんにもその内容についてご理解いただいで多くの参加者を得たという内容でございます。</p> <p>そのような形で、ほかの事業についても、機会を捉えて、きちんと周知をさせていただいて、あと大きく杉並区の国民健康保険の状況についてもご説明できる機会をなるべく取って、理解を頂きながら事業が進むように取り組んでいきたいと考えているところでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>せっかく協議会を開いていますので、そういうところで、今日も勉強会的なこういうテーマで、私も改めて見させていただいてそうだなと思ったので、口コミでいろいろ広げていく方法もあるのかなと思いますので、その辺の工夫を今後も多分、この協議会は続いていくと思いますので。これは多分永遠のテーマですので、いろいろな角度から攻め込んでいって、多くの方にこういったことを理解していただいて、必要な方にはこういったいろいろなプログラム等を受けていただくということも必要だと思います。</p> <p>ちょっと息の長い話になるのかもしれないのですけれども、いろいろな様々なアクションを起こしながらやっていただくことを要望しておきたいと思いま</p>

	す。よろしく申し上げます。
国保年金課長	分かりました。
会長	そのほか、ご質問等ございますか。 事務局は、これでよろしいですか。
国保年金課長	はい。
会長	それでは、次第の3、その他として、事務局からお願いいたします。
国保年金課長	それでは、本日の議事録の署名につきましては、議事録が出来次第、先ほどご指名いただきました大久保委員、それから手島委員に署名をお願いいたしたいと思っております。以上でございます。
会長	ありがとうございました。 それでは、本日の国民健康保険事業に関する協議会はこれもちまして閉会といたします。皆様、本日は本当に活発なご意見、ご質問をありがとうございました。ご協力、本当にありがとうございました。それでは終了いたします。